

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

事例2

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(0□に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

収入金額等 所得金額

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を「収入金額等」欄に転記してください。

また、「所得金額」の「⑦雑」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、42ページの「3(2) 公的年金等の雑所得の金額の計算表」で求めることができます。

⑬～⑭ 配偶者(特別)控除

この事例の合計所得金額(9、15ページ参照)は、次のとおり1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」の適用はできません。

「⑨総合課税の合計額」 「分離課税の所得金額」(※) 「合計所得金額」
1,299,600円 + 46,276,272円 = 47,575,872円

※ 第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「②②差引金額の合計額」欄の金額(又は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」の3面の4の「C 差引金額」欄の金額の合計額)。

申告書B第一表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-2-3

氏名 名古屋 次郎

性別 男

職業 無職

屋号・雅号

世帯主の氏名 名古屋 栄

世帯主との続柄 父

生年月日 3/23/09

マイナンバー 01-123-456789

収入金額等	所得金額
① 給与	2,499,600
② 退職所得	0
③ 不動産所得	0
④ 事業所得	0
⑤ 雑所得	0
⑥ 合計	2,499,600
⑦ 雑所得	34,500
⑧ 合計	2,534,100
⑨ 雑所得	0
⑩ 雑所得	0
⑪ 雑所得	0
⑫ 雑所得	0
⑬ 雑所得	0
⑭ 雑所得	0
⑮ 雑所得	0
⑯ 雑所得	0
⑰ 雑所得	0
⑱ 雑所得	0
⑲ 雑所得	0
⑳ 雑所得	0
㉑ 雑所得	0
㉒ 雑所得	0
㉓ 雑所得	0
㉔ 雑所得	0
㉕ 雑所得	0
㉖ 雑所得	0
㉗ 雑所得	0
㉘ 雑所得	0
㉙ 雑所得	0
㉚ 雑所得	0
㉛ 雑所得	0
㉜ 雑所得	0
㉝ 雑所得	0
㉞ 雑所得	0
㉟ 雑所得	0
㊱ 雑所得	0
㊲ 雑所得	0
㊳ 雑所得	0
㊴ 雑所得	0
㊵ 雑所得	0
㊶ 雑所得	0
㊷ 雑所得	0
㊸ 雑所得	0
㊹ 雑所得	0
㊺ 雑所得	0
㊻ 雑所得	0
㊼ 雑所得	0
㊽ 雑所得	0
㊾ 雑所得	0
㊿ 雑所得	0

第三表②⑤欄へ(17ページ)

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

事例2

申告書B第二表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 Y市〇〇町1-2-3

氏名 名古屋 次郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
雑所得	2,499,600	87,555

所得の合計 2,587,155

所得税 87,555

復興特別所得税 13,133

合計 100,688

第一表④④欄へ(17ページ)

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑩ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金(これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。)、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑩社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

この事例では、土地、建物を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(8ページ参照)の適用ができません(源泉徴収票に記載がある場合であっても「⑬～⑭配偶者(特別)控除」欄は記載しません。)

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

⑬ 合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨合計欄の金額に、申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(9ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文

この事例では、所有期間が10年超(売却した年の1月1日において所有期間が10年を超えている場合)の「居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)」(長期譲渡の軽減分)と「居住用財産を売却した場合の3,000万円控除の特例(措法35条1項)」の適用(36ページ参照)を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。
なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

添付書類

これらの特例の適用を受ける場合には、それぞれ次の書類を「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」に添付して、「確定申告書」とともに提出しなければなりません。

(3,000万円控除の特例)

① 譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産の所在地とが異なる場合は、戸籍の附票の写しなど

(軽減税率の特例)

上記①のほか、
② 売却した居住用財産の登記事項証明書

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) F A 0 0 3 7

住所 Y市〇〇町1-2-3
氏名 ナゴヤ ジョウ 名古屋 次郎

収入金額
短期譲渡 一般分 800,000,000
長期譲渡 一般分 16,276,272
短期譲渡 軽減分 0
長期譲渡 軽減分 0
先物取引 0
山林 0
退職 0

所得金額
短期譲渡 一般分 59
長期譲渡 一般分 60
短期譲渡 軽減分 61
長期譲渡 軽減分 62
先物取引 63
山林 64
退職 65

税金の計算
⑨ 総合課税の合計額 1,299,600
⑩ 所得から差し引かれる金額 414,500
⑪ 課税される所得金額 885,000
⑫ 課税される所得金額 16,276,000

⑨ 総合課税の合計額 1,299,600
⑩ 所得から差し引かれる金額 414,500
⑪ 課税される所得金額 885,000
⑫ 課税される所得金額 16,276,000

⑬ 課税される所得金額 16,276,000
⑭ 課税される所得金額 16,276,000
⑮ 課税される所得金額 16,276,000
⑯ 課税される所得金額 16,276,000
⑰ 課税される所得金額 16,276,000
⑱ 課税される所得金額 16,276,000
⑲ 課税される所得金額 16,276,000
⑳ 課税される所得金額 16,276,000
㉑ 課税される所得金額 16,276,000
㉒ 課税される所得金額 16,276,000
㉓ 課税される所得金額 16,276,000
㉔ 課税される所得金額 16,276,000
㉕ 課税される所得金額 16,276,000
㉖ 課税される所得金額 16,276,000
㉗ 課税される所得金額 16,276,000
㉘ 課税される所得金額 16,276,000
㉙ 課税される所得金額 16,276,000
㉚ 課税される所得金額 16,276,000
㉛ 課税される所得金額 16,276,000
㉜ 課税される所得金額 16,276,000
㉝ 課税される所得金額 16,276,000
㉞ 課税される所得金額 16,276,000
㉟ 課税される所得金額 16,276,000
㊱ 課税される所得金額 16,276,000
㊲ 課税される所得金額 16,276,000
㊳ 課税される所得金額 16,276,000
㊴ 課税される所得金額 16,276,000
㊵ 課税される所得金額 16,276,000
㊶ 課税される所得金額 16,276,000
㊷ 課税される所得金額 16,276,000
㊸ 課税される所得金額 16,276,000
㊹ 課税される所得金額 16,276,000
㊺ 課税される所得金額 16,276,000
㊻ 課税される所得金額 16,276,000
㊼ 課税される所得金額 16,276,000
㊽ 課税される所得金額 16,276,000
㊾ 課税される所得金額 16,276,000
㊿ 課税される所得金額 16,276,000

「区分」を書きます。この事例は、「長期・軽減」となります(9、43ページ参照)。

⑨ 特別控除額の合計額

「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「特別控除額」欄の金額を合計した額を記入します。

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期	Y市△△町6-6-4	33,723,728	46,276,272	30,000,000
短期				
合計				

2 面

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番 Y市△△町6-54
(住居表示) Y市△△町6-6-4

3 面

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所・備・農 31条の3	80,000,000	33,723,728	46,276,272	30,000,000	16,276,272
長期	所・備・農 35条の1					
短期	所・備・農 35条の2					
長期	所・備・農 35条の3					

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

税	金	の	計	算
⑨	総合課税の合計額	1,299,600		
⑩	所得から差し引かれる金額	414,500		
⑪	課税される所得金額	885,000		
⑫	課税される所得金額	16,276,000		
⑬	課税される所得金額			
⑭	課税される所得金額			
⑮	課税される所得金額			
⑯	課税される所得金額			
⑰	課税される所得金額			
⑱	課税される所得金額			
⑲	課税される所得金額			
⑳	課税される所得金額			
㉑	課税される所得金額			
㉒	課税される所得金額			
㉓	課税される所得金額			
㉔	課税される所得金額			
㉕	課税される所得金額			
㉖	課税される所得金額			
㉗	課税される所得金額			
㉘	課税される所得金額			
㉙	課税される所得金額			
㉚	課税される所得金額			
㉛	課税される所得金額			
㉜	課税される所得金額			
㉝	課税される所得金額			
㉞	課税される所得金額			
㉟	課税される所得金額			
㊱	課税される所得金額			
㊲	課税される所得金額			
㊳	課税される所得金額			
㊴	課税される所得金額			
㊵	課税される所得金額			
㊶	課税される所得金額			
㊷	課税される所得金額			
㊸	課税される所得金額			
㊹	課税される所得金額			
㊺	課税される所得金額			
㊻	課税される所得金額			
㊼	課税される所得金額			
㊽	課税される所得金額			
㊾	課税される所得金額			
㊿	課税される所得金額			

「課税される所得金額」の計算

左の「⑨総合課税の合計額」欄に転記した金額(1,299,600円)から「⑩所得から差し引かれる金額」欄に転記した金額(414,500円)を差し引いた残りの金額(885,000円)[1,000円未満切捨て]を⑪欄に書いてください。
また、第三表の「所得金額」欄「③長期譲渡軽減分」欄の金額は、1,000円未満を切り捨てた金額(16,276,000円)を⑫欄に書いてください。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

42ページの「3(3) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑪欄) 所得税の税率 総合課税の所得金額に対する税額
885,000円 × 0.05 = 44,250円……(⑲欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

長期譲渡所得(軽減分)に該当しますから、所得税の税率は次のようになります(43ページ参照)。

- 課税される譲渡所得金額が6,000万円以下の部分
→ 10%
- 課税される譲渡所得金額が6,000万円を超える部分
→ 15%

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑫欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
16,276,000円 × 0.1 = 1,627,600円……(⑳欄に書きます。)

転記します。

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右上部)

税	金	の	計	算
⑨	総合課税の合計額	1,299,600		
⑩	所得から差し引かれる金額	414,500		
⑪	課税される所得金額	885,000		
⑫	課税される所得金額	16,276,000		
⑬	課税される所得金額			
⑭	課税される所得金額			
⑮	課税される所得金額			
⑯	課税される所得金額			
⑰	課税される所得金額			
⑱	課税される所得金額			
⑲	課税される所得金額			
⑳	課税される所得金額			
㉑	課税される所得金額			
㉒	課税される所得金額			
㉓	課税される所得金額			
㉔	課税される所得金額			
㉕	課税される所得金額			
㉖	課税される所得金額			
㉗	課税される所得金額			
㉘	課税される所得金額			
㉙	課税される所得金額			
㉚	課税される所得金額			
㉛	課税される所得金額			
㉜	課税される所得金額			
㉝	課税される所得金額			
㉞	課税される所得金額			
㉟	課税される所得金額			
㊱	課税される所得金額			
㊲	課税される所得金額			
㊳	課税される所得金額			
㊴	課税される所得金額			
㊵	課税される所得金額			
㊶	課税される所得金額			
㊷	課税される所得金額			
㊸	課税される所得金額			
㊹	課税される所得金額			
㊺	課税される所得金額			
㊻	課税される所得金額			
㊼	課税される所得金額			
㊽	課税される所得金額			
㊾	課税される所得金額			
㊿	課税される所得金額			

居住用財産を売却した場合の課税の特例(特別控除・買換え・軽減税率)と「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の併用はできません(35ページ参照)。

振替納税

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和2年3月16日(月)までに「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の39ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。